

シンポジウムのご案内

弁護士 野 呂 圭

シンポジウム 秘密保全法で「守られる秘密」と守られない私たちの自由
日 時 2013年9月14日(土) 午後1時30分～午後4時30分
場 所 仙台弁護士会館4階(仙台市青葉区一番町2-9-18)
プログラム ①講演「日本に国家秘密はあるか? 秘密保全法案の内容と問題点」
講師 清水 勉氏(弁護士, 日弁連秘密保全法制対策本部事務局長)
②講演「秘密保全法 立法過程情報公開からみえてくるもの」
講師 内田 隆氏(NPO法人情報公開市民センター事務局)
③パネルディスカッション
清水勉氏, 内田隆氏, 早川俊哉氏(河北新報論説委員)
主 催 仙台弁護士会(共催 日本弁護士連合会, 東北弁護士会連合会)
【予約不要, 参加無料】

10月からの臨時国会において、「秘密保全法案」が国会に提出されようとしています。しかし、法案はその概要さえもいまだに国民に前に明らかにされていません(秘密保全法案は立法過程も秘密!)

秘密保全法案は、政府の有識者会議がまとめた報告書に基づき法案化作業が進められています(2011年10月7日政府における情報保全に関する検討委員会決定)。有識者会議報告書では、「国の安全」、「外交」及び「公共の安全及び秩序の維持」に関する情報が「特別秘密(特定秘密)」として各行政機関によって指定され、それを漏洩する行為や取得しようとする行為を刑罰をもって規制しようとするものです。

しかし、「特別秘密(特定秘密)」の範囲は極めて不明確であり、また、規制の対象となる行為も非常に広範なものが想定されています。また、「特別秘密(特定秘密)」を取扱う人達のプライバシー情報はもちろん、その家族や友人等のプライバシー情報までも国や自治体が収集・管理することも予定されています(適性評価制度)。

このような秘密保全法が成立したとき、例えばこんな社会が現実化してきます。

- ・女川原発からの放射能漏れの危険に関する情報を入手しようとして女川原発職員に働きかけをしたところ、「特別秘密(特定秘密)」の漏洩についての独立教唆又は特定取得行為として逮捕される。
- ・ロケット開発を担当している技術者は、自分だけでなく家族や友人についても調査され、その結果、親友の一人が日本の宇宙開発技術が軍事技術に転用されることの問題をブログで訴えていたことが分かり、ロケット開発担当からはずされた。

シンポジウムでは、①そもそも日本に守らなければならない「秘密」はどれほどあるのか、秘密保全法は必要なのか、有識者会議報告書にみる秘密保全法制の危険な問題点を清水弁護士に解説していただき、②秘密保全法案の作成過程の情報公開請求で得られた資料から分かること、秘密保全法による情報公開制度への影響などについて内田氏から報告していただきます。そして、③パネルディスカッションでは、報道機関の取材活動への影響や危惧される問題などについて議論を深めていきます。